

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
フレッツ接続サービス契約約款 <u>2025年3月1日</u> 株式会社 STNet	フレッツ接続サービス契約約款 <u>2025年4月1日</u> 株式会社 STNet	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																																								
料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="6">(1)種別等に係る料金の適用</td><td colspan="2">ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (ｱ)特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合</td></tr><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>フレッツ・光ライトコース</u></td><td><u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u></td></tr><tr><td colspan="2">(ｲ)特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合</td></tr><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>フレッツ・光ライトコース</u></td><td><u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u></td></tr></table> 料金表 第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2－1 定額利用料 2－1－1 基本額 <table><tr><th>種 別</th><th>料金額 [1フレッツ接続ＩＤごとに月額] (税込価格)</th></tr><tr><td><u>フレッツ・光ライトコース</u></td><td><u>2,000 円</u> <u>(2,200 円)</u></td></tr></table>	区 分	内 容		(1)種別等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (ｱ)特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合		種 別	内 容	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>	(ｲ)特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合		種 別	内 容	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>	種 別	料金額 [1フレッツ接続ＩＤごとに月額] (税込価格)	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>2,000 円</u> <u>(2,200 円)</u>	料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="6">(1) 種別等に係る料金の適用</td><td colspan="2">ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (ｱ)特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合</td></tr><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td colspan="2">(ｲ)特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合</td></tr><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> 料金表 第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2－1 定額利用料 2－1－1 基本額 <table><tr><th>種 別</th><th>料金額 [1フレッツ接続ＩＤごとに月額] (税込価格)</th></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	区 分	内 容		(1) 種別等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (ｱ)特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合		種 別	内 容	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(ｲ)特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合		種 別	内 容	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	種 別	料金額 [1フレッツ接続ＩＤごとに月額] (税込価格)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
区 分	内 容																																									
(1)種別等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (ｱ)特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合																																									
	種 別	内 容																																								
	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>																																								
	(ｲ)特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合																																									
	種 別	内 容																																								
	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>																																								
種 別	料金額 [1フレッツ接続ＩＤごとに月額] (税込価格)																																									
<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>2,000 円</u> <u>(2,200 円)</u>																																									
区 分	内 容																																									
(1) 種別等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。 (ｱ)特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合																																									
	種 別	内 容																																								
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																								
	(ｲ)特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合																																									
	種 別	内 容																																								
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																								
種 別	料金額 [1フレッツ接続ＩＤごとに月額] (税込価格)																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																									

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																						
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2025年4月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（整理品目）</u> 3 料金表 第1表料金 第1利用料金 1適用における、フレッツ・光ライトコースについては、2025年3月31日をもって提供を終了するものとします。 <u>（整理品目に関する経過措置）</u> 4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結したフレッツ接続サービスに関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定するフレッツ接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。 5 前項に規定するフレッツ接続サービスに関する提供条件は、次のとおりです。 料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="6">(1) 種別等に係る料金の適用</td><td colspan="2"><u>ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>(ア) 特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合</u></td></tr><tr><td>種 別</td><td>内 容</td></tr><tr><td><u>フレッツ・光ライトコース</u></td><td><u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>(イ) 特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合</u></td></tr><tr><td>種 別</td><td>内 容</td></tr><tr><td><u>フレッツ・光ライトコース</u></td><td><u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u></td></tr></table> 料金表 第1表 料金 第1 利用料金 2 料金額 2-1 定額利用料 2-1-1 基本額 <table><tr><th>種 別</th><th>料金額 [1フレッツ接続IDごとに月額] <u>(税込価格)</u></th></tr><tr><td><u>フレッツ・光ライトコース</u></td><td><u>2,000 円</u> <u>(2,200 円)</u></td></tr></table>	区 分	内 容		(1) 種別等に係る料金の適用	<u>ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。</u>		<u>(ア) 特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合</u>		種 別	内 容	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>	<u>(イ) 特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合</u>		種 別	内 容	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>	種 別	料金額 [1フレッツ接続IDごとに月額] <u>(税込価格)</u>	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>2,000 円</u> <u>(2,200 円)</u>	
区 分	内 容																							
(1) 種別等に係る料金の適用	<u>ア フレッツ接続サービスには次の種別があります。</u>																							
	<u>(ア) 特定協定事業者が東日本電信電話株式会社の場合</u>																							
	種 別	内 容																						
	<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>																						
	<u>(イ) 特定協定事業者が西日本電信電話株式会社の場合</u>																							
	種 別	内 容																						
<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>特定協定事業者のフレッツ・光ライトサービスに対応するもの</u>																							
種 別	料金額 [1フレッツ接続IDごとに月額] <u>(税込価格)</u>																							
<u>フレッツ・光ライトコース</u>	<u>2,000 円</u> <u>(2,200 円)</u>																							